

中国の外資直接投資導入政策と成果（Ⅲ）

——30年の回顧と総括——

広 田 堅 志*

目 次

ま え が き

1. 対外開放の実験的準備期（1979～84年）における外資直接投資導入
 - 1.1 世界政治経済に対する認識の変化と国民経済建設路線の転換
 - 1.2 改革・開放当初期における外資直接投資導入（以上第33巻第1号）
 2. 外資導入の初歩的成長段階（1985～91年）における外資直接投資導入
 - 2.1 経済体制改革の深化と対外開放の拡大
 - 2.2 外資直接投資導入に関する法整備の完備と優遇政策の拡大
 - 2.3 外資直接投資導入の実態（以上第33巻第3号）
 3. 外資導入の急速発展期（1992～2001年）における外資直接投資導入
 - 3.1 社会主義市場経済体制の確立と全面的対外開放の展開
 - 3.2 外資直接投資導入政策の整備と変化
 - 3.3 外資系企業の地位と基本的特徴（以上本号）
- ### 3. 外資導入の急速発展期（1992～2001年）における外資直接投資導入

3.1 社会主義市場経済体制の確立と全面的対外開放の展開

3.1.1 社会主義市場経済体制の確立

1989年6月、学生による民主化運動の武力的解決（1989年天安門事件）の影響を受け、その後中国と西側諸国との経済関係は一気に停滞し、外資直接投資導入にも深刻な影響を及ぼした。中国政府は多面的に局面の打開策を探り、つい

に、1990年1月に、最大懸案事項であった北京の戒厳令が解除され、中国と西側諸国との経済交流はようやく再開に向けての第1歩を踏み出したと言えよう。外資直接投資においては、香港をはじめ、西側先進国の対中直接投資も徐々に回復し、1991年末では、それまでの最高投資額（実行ベース）の43.8億ドルに達した。

1992年年頭、鄧小平は南方視察を行い、途中で様々な談話を発表し、それがいわゆる「南巡講話」と言う形で中共中央第2号文書として整理発表された。この「南巡講話」の発表は、当時の対中直接投資に対する外資側の不安感・躊躇感を払拭する意味からすれば、意義が大きい。「南巡講話」の中で提起されたいわゆる「中国の特色のある社会主義」建設の観点は、社会主義市場経済体制の理論的根拠となっている。社会主義市場経済理論の形成の背景、プロセスの詳細については、片岡幸雄教授の著書¹⁾を参照されたいが、ここでは、紙幅の制約により、社会主義市場経済体制の内容について概括的にまとめてみたい。

改革開放以来、中国の経済体制の改革は、計画経済を主とし、市場調整機能を副とする経済体制から計画的商品形態と市場経済調整と結合する経済体制へといくつかの段階を経て行われてきた。1992年初頭の鄧小平の「南巡講話」では、経済体制の改革について、さらに次のような認識を明らかにした。計画経済は社会主義とイコールではない、資本主義にも計画はある。市場経済は資本主義とイコールではない。社会主義にも市場はある。計画と市場はいずれも経

* 広島経済大学経済学部准教授

済手段であり、計画の部分が多いか市場の部分が多いかは、社会主義と資本主義を分ける決定的なものではない²⁾。このような基本認識は1992年党の第14回全国代表大会において、「社会主義市場経済」建設方針として定着した。さらに、1993年、「社会主義市場経済体制の確立に関する若干問題の決定」では、社会主義市場経済の確立、改革開放の一層の推進のための基本路線を10項目にわたって決定した。

「社会主義市場経済体制」とは何か、どうやって実現するのかということについては、上記「決定」の中で次のようにまとめている。「社会主義市場経済体制は、社会主義の基本制度と結合したものである。社会主義市場経済体制の確立は、国のマクロコントロール下で、市場が資源配置に対して基礎的な役割を果たすことである。この目標を実現するには、公有性を主体とし、様々な経済成分が共に発展する方針を堅持し、国有企業の経営メカニズムを一層転換し、市場経済の要求に即応し、所有権がはっきりし、権限と責任が明確で、行政と企業が分離し、管理が科学的な近代的企業制度を確立しなければならない。全国統一開放の市場体系を確立し、都市・農村市場の緊密な結合を実現し、国内市場と国際市場を互いに結び付け、資源の最適な配置を促さなければならない。政府の经济管理機能を転換し、間接的手段を主とするマクロコントロール体系を確立し、国民経済の健全な運行を保障しなければならない。労働に応じた分配を主体にして、効率優先、公平を配慮した所得分配制度を確立し、一部の地区、一部の人が先に富裕になり、ともに富裕になる道を歩むことを奨励しなければならない。多段階の社会保障制度を確立し、都市・農村住民にわが国の国情に即応した社会保障を提供し、経済の発展と社会の安定を促さなければならない。これら主要な部分は互いに関連し合い、また互いに制約し合っており、社会主義市場経済体制の基本的

な枠組を構成する³⁾」。

上記「規定」では、社会主義市場経済体制の確立に向けて、経済分野に関わる項目は次の4つにまとめられよう。

① 国有企業の経営メカニズムを転換し、近代的企業制度を確立する。具体的には、財産所有権の関係をはっきりさせる。企業の国有資産の所有権は国家に属し、企業は国を含む出資者の投資によって形成された法人財産権を有し、民事的権利を持ち民事的責任を負う法人実体となる。

企業はその全法人財産を使用し、法に基づき自主的に経営し、損益に自ら責任を負い、出資者に対して資産の価値維持・価値増殖に責任を負う。出資者は企業に投入した資本の額に応じて所有者の権益、すなわち資産からの受益、重大な意思決定、管理者の選択などの権利を有する。

企業は市場の需要に合わせて生産・経営を行い、労働生産性と経済効率（収益）の向上を目的し、企業は行政機関への依存から離脱し、国は企業に対する無限責任を解除し、政府は企業の生産・経営活動に直接関与しない。経営の請負制を発展させ、株式制度を実験的に導入し、企業連合を作るなどの方式で国有の大中型企業の経営メカニズムを変え、企業を市場に対応する。企業を市場経済の主体にするには、さらに行政と企業の分離、中央と地方の権限の分割などが必要とされた。

② 市場体系の育成と発展。市場による資源の最適配置という基本機能を発揮し、生産要素市場の発展に重点を置き、市場の運行を規範化し、地域、部門間の分割的、閉鎖的状況を打破し、平等な競争的環境を作り、統一的、開放的、秩序のある競争市場を形成しなければならない。

価格改革を推進し、市場による価格形成メカニズムを確立しなければならない。主としては、価格全体水準の相対的安定を保持することを前提に、競争性のある商品とサービスの価格を開

放し、政府が価格を決定する商品とサービスの価格を順次削減し、生産手段の二重価格性を速やかに廃止する。生産要素価格の市場化プロセスを速め、生活に関わる重要商品の備蓄制度を確立、整備し、市場価格を安定させる。当面の市場体系育成の重点は、金融市場、労働市場、不動産市場、技術市場と情報市場などを発展させることである。

③ 対外開放政策の続行を断固に実施し、対外開放の足取りを速め、国際、国内における両市場、両資源を十分に利用し、資源の配置の最適化を図る。国際競争と国際経済協力に積極的に参加し、現段階における中国の比較優位を発揮し、開放型経済を進展させ、国内経済と国際経済の相互促進と相互補完を実現する。

全面的開放を実施する。経済特区、沿海開放都市、沿海経済開放地帯、及び国境地帯、長江（揚子江）沿線地帯内陸部中心都市の対外開放を推進し、開放地区の波及効果や先導的役割を十分発揮させる。

主要交通幹線地帯の開発・開放を加速する。中・西部地区への外資直接投資による天然資源の開発・利用を鼓舞し、経済の振興を促進する。対外開放の領域を拡大し、生産要素の流動性と交換性を高め、工業と貿易との連携を重視した上で、その他の産業分野の対外開放やサービス貿易分野の発展を促進する。外資直接投資を広範に、高レベルへ、深化させる方向へ調整する。

対外経済貿易体制を一段と改革し、国際社会の慣行規則に適合した運営システムを確立する。政策の統一性、経営の自由化、平等な競争、損益自己負担、工業と貿易の結合を堅持し、貿易の代理制度の改革を推進する。前企業の対外経営メカニズムの転換を速め、条件に備えた生産・価格技術企業の対外貿易経営権を与え、国際化、実業化、集団化した総合貿易商社を育成する。為替相場管理、租税、信用貸付などの経済手段を運用し対外経済活動を円滑に調節する。

輸出入管理制度を改革し、指令性計画を廃止し、行政的関与を減らす。量的制限を実施している少数の輸出入商品に対する管理は、効率、公正、公開の原則に則って、割当制、入札競売、計画的分配の手法を取る。

海外の資金、技術、人材、管理ノウハウを積極的に導入し、投資環境と管理方法を改善し、導入規模を拡大し、投資分野を広げ、国内市場を一段と開放する。外資直接投資の重点分野をインフラ設備、基幹産業、ハイテク・新技術産業、伝統企業の設備更新に置き、輸出促進型企業の設立を奨励し、中国の資源と市場における比較優位を発揮し、外資直接投資や海外先進技術の導入を通じて経済発展を促進する。

④ 科学技術体制と教育体制を一層改革する。科学技術は第1の生産力であるという認識から、科学技術への投入を増やし、研究開発、新技術・ハイテク技術及びその産業と基礎研究の発展を推進し、科学技術の成果を現実の生産力に転化するのを促進する。科学技術と経済の発展の一体化を積極的に推進する。第1には、国民経済の中の重大かつ核となる技術分野を選択し、研究開発部門を統一的に調整し、組織する。第2には、自主開発と技術導入が相互に促進し合うような新たな枠組を確立し、技術導入と技術革新への取組みを実施する。ハイテク・新技術産業開発区の運営を通じて、その成果の商品化と産業化を促す。第3には、産・学（研究機関を含む）連携による技術開発の取組みを奨励し、ハイテク・新技術による伝統産業の技術水準の高度化を速める。第4には、技術移転を促進させるため、仲介機関、中間試験、工業試験用の施設の設立を促し、地域と業種の技術革新組織と技術普及ネットワークを確立する。第5には、国防用軍事工業科学技術の民用分野の移転を積極的に推進する⁴⁾。

3.1.2 全面的対外開放の展開

本シリーズ稿の（Ⅰ）でも述べたように、外

資直接投資の利用は「開放」政策の重要な内容の一つとなっている。社会主義市場経済体制を確立するこの時期においては、外資直接投資導入をさらに深化させるために、対外開放が全面的に展開された。まず地理的に見る全国的開放を見てみよう。開放領域の拡大による全方位、重層的対外開放が展開される。従来の経済特区、沿海開放都市、沿海経済開放地帯のほかに長江中下流の蕪湖、九江、黄石、武漢、岳陽、重慶の6つの沿江通商都市を開放、吉林省琿春、黒龍江省綏芬河、黒河、内蒙古滿州里、二連浩特、新疆伊寧、塔城、博楽、雲南瑞麗、畹町、河口、広西憑祥、東興13の内陸国境都市の開放とこれら都市に対する国境貿易と対外経済合作権限を与えた。さらに、上記13都市に丹東を加えた14都市への外資投資の引き込むために国境経済合作区の創設を実施した。南昌、合肥、南寧、長沙、鄭州、石家荘、太原、呼和浩特、長春、哈爾濱、西安、蘭州、銀川、西寧、烏魯木齊、成都、昆明、貴陽18の内陸省都を開放都市に決定した。上記沿海、沿江、国境開放都市で52の高・新技術産業開発区、11の観光リゾート地の設立等の開放措置を経て、全国で354の市(県)、55万平方キロメートルが開放されることとなり、居住人口は3億3千万人に及ぶ。産業分野から見る対外開放の拡大については、次節で見ることにする。

3.2 外資直接投資導入政策の整備と変化

3.2.1 税制改革による国内・外資本企業に対する徴税の統一化

本シリーズ稿(Ⅰ)、(Ⅱ)ですでに述べたように、改革開放後中国の税収体系は基本的には国内資本企業と外資系企業と別けて、二つの税収体系の下で徴税を行ってきた。前述したように、1992年以後、いわゆる社会主義市場経済体制の確立につれ、より統一的、明瞭な、合理的、秩序ある税収体系の確立が重要になってくる。

1993年12月、国務院は国家税務総局が提出した「工商税制改革の実施について(案)」を審査し改革案の実施を批准した。これを受け、一連の関連暫行条例と関連法規を公布し、1994年1月1日から実施し始めた。この意味からすれば、1994年の税制改革は改革開放後中国の税収制度改革の一里塚であったと言える。

1994年の税制改革は工商税制の全体的構造改革であり、改革の範囲は流通税制、所得税制及びその他税制に及び、そのうち、流通税制の改革は今回の税制改革の重点的内容となっている。個人所得税、流通税等については、外国人及び外資系企業と中国人および国内資本企業に同じ税法が適用されるべく統合が完了しているが、企業所得税については、2008年の国内・外資本企業の企業所得税統合(税制改正)を待たねばならなかった。今回の税制改革について具体的に言えば、以下の4点にまとめられよう。

① 流通税制の全面的改革。従来国内資本企業に対して徴収する商品税、増値税(付加価値税)、営業税及び外資系企業に対して徴収する工商統一税を調整合併し、規範化した付加価値税を中心とし、消費税と営業税を設置し、3種徴収手段並列する新流通税収体系を確立した。一般的な生産と流過程において増値税を徴収する。これをベースにおいて、一部の少数の消費財に限って上記の生産・流過程において消費税を徴収する。一般的労務サービスの提供、知的所有権の移転と不動産売買に従事する企業に関して営業税を徴収する。新流通税収体系の適応範囲は国内外資本企業を統一し、市場経済の要求に応じる。

外資系企業に対して、上記増値税、消費税及び営業税の租税暫行条例への適応については、国発[1994]10号の通知では次のように規定している。1993年12月31日以前に批准を受け設立した外資系企業は、増値税、消費税、営業税の徴税への切替えにより以前より負担増になった

税額は、税務当局へ申請し批准を受けた場合、既定の経営期限年数内（最大5年以内）で還付することができる。経営期限が定めていない場合、最大5年間負担増になった税額を還付することができる。

増値税と消費税を同時に納付する外資系企業については、従来より負担増になった税額は、増値税と消費税の上納比率に応じそれぞれ多く負担した税額分を還付する。

外資系企業の生産商品は直接輸出あるいは輸出企業へ納入している場合、増値税暫行条例に従い、輸出申告と納税証明をもって還付申請を行うことができる。還付申請、批准手続きおよび還付税額の計算は税務当局より別個の規定を定める。営業税の還付については、各省、自治区、直轄市政府の規定に従うこととする。還付申請は原則的に年度末にまとめて申請することとし、負担増加額が多い場合、四半期ごとの申請をした後年度末で清算することができる⁵⁾。

② 国内資本企業に対して統一した企業所得税制を実施する。従来の企業形態別に分類された国営企業所得税、集団企業所得税、私営企業所得税、国営企業調節税などの税目を廃止する。同時に、国有企業の企業所得税の請負納付制度を廃止する。

③ 統一した個人所得税制を実施する。従来の個人所得税税、個人収入調節税と個人工商経営所得税を統一した新個人所得税として実施する。

④ その他の税目の調整、廃止と新設。主に調整が行われた税目は資源税、都市建設税、不動産税、土地使用税、車両船舶使用税である。廃止した税目は市場（いちば）取引税、家畜取引税、燃油特別税、特別賞与税、給与調節税である。新設した税目は土地付加価値税と証券取引税などである。

今回の税制改革では、徴税及び税収確保のために、分税制を導入した。すなわち税収を税目及び納税主体別に、徴税機関、並びに税収配分

先を中央と地方に分類するものとした。なお、この分類は単純に国家税務局が国税を主管し、地方税務局が地方税を主管するのではなく、財

表3-1 1994年税制改革後の税目の概要

	対象企業・個人	
	中国国内資本企業・中国人	外資系企業・外国人
流通税	増 値 税	
	営 業 税	
	消 費 税	
	関 税	
	資 源 税	
	農 業 税	
	農 業 特 産 税	
所得税	企業所得税	外国投資企業及び外国企業所得税
	個人所得稅	
財産税	家屋税	都市土地家屋税
	土地使用税	
	車両船舶使用税	
	車両船舶使用鑑札税	
	車 両 取 得 税	
	契 約 税	
	耕地占用税	
	船 腹 税	
行為税	都市維持建設税 ^{注1}	
	印 紙 税	
	固定資産投資方向調節税	
	土 地 増 値 税	
	屠 殺 税	
	宴席税	

注1：2010年12月から外資系企業にも徴税対象とする方針を決めた（『日本経済新聞』、2010年10月29日付）。

出所：伍舫著『税収優遇指南』（第3版）、中国税務出版社、2006年、安体富、王海勇等著『当前中国税制改革研究』、中国税務出版社、2006年、中央青山監査法人／税理士法人中央青山編、築瀬正人、斎藤公彦著『中国税務・会計ハンドブック（第3版）』、東洋経済新報社、2006年の関連資料より筆者作成。なお、本表は28税目のうち26税目を列記しているが、証券取引税と燃油税に関しては、税目として設けていたものの、現時点は徴取開始していない税目である。

源別に中央税・地方税・中央地方共通税に分けられる。今回の税法例の整備、徴税体制の整備により、これまで32税目から28税目にまとめられた。そのうち、外資系企業に適応する税目は18となるが、屠殺税と宴席税は1994年の税制改革に伴いその管理権が地方へ下放され、継続徴収するかあるいは徴収を停止するかの判断は地方に任されたが、現状としてはほとんど徴収されていない状況にある⁶⁾。

3.2.2 産業構造の高度化を図るための外資直接投資導入管理の強化

10年以上も続いた外資直接投資導入の中で、外資直接投資の量的増大を一点張りにしてきた。後述するように、この時期から、いわゆる世界的な多国籍企業の対中投資も増大するようになり、従来に比べて漸次事業内容も資本集約的、技術集約的度合いが高まってきた。この状況から、これまでの量的増大趨勢にある外資直接投資の導入を自国の産業構造の転換、高度化を図るための取組みがより重要になっている時期を迎えたと言えよう。また、本シリーズ稿(Ⅱ)で議論してきたように、従来の外資系企業に対して与えてきた優遇政策は国内資本企業からすれば競争上の不平等の問題、優遇措置の不正利用に走る偽装外資系企業の発生などと言った問題を改善するため、外資直接投資導入の管理の強化が図られた。

1995年6月、国家計画委員会、国家経済貿易委員会、対外貿易経済合作部共同で「外資直接投資方向の指導に関する暫定規定」(「指導外商投資方向暫定規定」)及び「外資直接投資産業指導目録」(「外商投資産業指導目録」)を公布した。規定及び目録によると、奨励項目、許可項目、制限項目、禁止項目の4つに分類され、奨励・制限・禁止項目に属さない項目は許可項目とされ、上記目録に列記しないこととする。奨励項目は、以下のように規定されている。

① 農業の新技術、農業の総合開発とエネル

- ギー、交通、重要原材料工業の建設項目
- ② ハイテク技術、先進技術で製品性能を改善、エネルギーと原材料を節約、企業の技術経済効率の向上ができる、または市場の需要に適合し、国内の生産能力が不足している新設備、新材料項目
 - ③ 国際市場の需要に適合、製品ランクの向上、新市場の開拓、製品の国外販売の拡大、輸出増のできる項目
 - ④ 資源の総合利用と資源の再利用及び環境汚染を防止する新技術、新設備項目
 - ⑤ 中西部地区の労働力と資源の優位を發揮でき、国の産業政策に適合する項目
 - ⑥ 国の法律、行政法規で奨励を規定するその他の項目

制限項目は(甲)種と(乙)種に分けられ、前者は国内ですでに開発、または既に技術導入し、生産能力が既に国内市場の需要を満たしている項目、後者は国が外国企業の投資導入を執行、または専売を実施する産業項目、希少、貴重な鉱産資源の探査、採掘に従事する項目、国の統一計画が必要な産業項目などである⁷⁾。

上記指導目録は外資投資項目の審査、批准を指導する根拠となり、国は産業政策に基づき、インフラ整備、基礎産業、国有企業の技術改造、資本・技術集約型産業への外資直接投資導入を奨励し、金融、商業、観光などのサービス分野も適度に開放するということである。

1998年1月1日から、国家計画委員会が97年下半期、44関係部門から出された276の改正意見を求めて、新たに修正した「指導目録」に基づいて外資直接投資の導入が行われるようになった。この「指導目録」も基本的な枠組は従来のものと同様であるが、修正「目録」では改正は小範囲に留められており、奨励項目と制限項目については、関税及び増徴税が免除され、合せて外国投資案件非免税輸入商品リストも公表された。目録の中でも、同じ分類項目が

制限項目と禁止項目の両面にまたがっているものもあるが、この場合は中国の生産レベル、市場ニーズ、労働力の生産能力等を考慮してのことである。奨励項目では、特に製品の質を高めると言ったことに重点を置いて選別されている。禁止項目は主要な工程や重要な技術の習得がほぼ峠を超えており、もう新しい技術の導入は必要がないというものである⁸⁾。

第3次産業への外資直接投資の開放については、センシティブな分野への外資投入を実験的に行い、1996年「合弁企業による貿易会社の設立に関する実験的暫行弁法」を公布し、貿易分野への外資導入を実験的に始まった。さらに、1999年「商業企業に対する外資直接投資の実験弁法」の公布により商業分野への外資導入を実験的に始まった。

周知のように、中国はWTOへの加盟が実現できたのは2001年12月（加盟の正式発効）のことであるが、WTO加盟や新たな形態による投資の増加に伴い、外資直接投資に関連する新規策定・改正が必要となっている。WTOの貿易関連投資措置（TRIM）は、直接投資全般を対象とするものではないが、内国民待遇と数量制限の一般的廃止に違反する投資措置を禁止している。同時に、中国はWTO加盟時点でのTRIM履行を表明しており、これと関連して、2000年10月、中外合弁・独資企業法の改正が行われ、さらに、2001年3月合弁企業法の改正を加わった。主な改正ポイントは下記のようなものである。

第1には、外資系企業の外貨バランス規制の撤廃である。その内容については次項を参照されたいが、実務レベルでの外貨管理が先行して、外資系企業に対する管理法規はその後を追う形となっていた。

第2には、外資系企業の原料・部品調達の地域制限の撤廃である。これまでは、外資直接投資に伴う輸入の増加を抑制するために、多くの

外資系企業に対して原料・部品の現地（中国国内）調達を義務付けてきた。しかし、当該時期の後半にないって、国内で調達できる原料・部品の価格・品質が、輸入品に対抗できる水準に達してきたこともあり、また外資系の原料・部品メーカーの進出が増えてきたことから、現地調達を義務付ける意義もさほど重要ではなくなった⁹⁾。

第3には、外資系企業の輸出義務の撤廃である。これまで、外資系企業に対してその製品の輸出に向けることを奨励すると同時に、一定以上の輸出の割合、いわゆる輸出義務付けを行ってきた、しかし、輸出義務付けと言ったような要求は、明らかにWTO、TRIMに合致しないことから、外資系企業は国内資本企業と同様に製品販売の自主権をもつことが改めて強調されるようになり、輸出奨励措置は従来通りであるが、輸出義務付けが撤廃されるようになった。

このほか、外資系企業が生産・経営計画を政府の主管部門に報告するという計画経済的な制限も撤廃され、現地調達、技術移転、研究開発などを投資の認可条件としないことを明らかにしている。

3.2.3 外資直接投資企業に対する外貨管理の刷新

本シリーズ稿の（Ⅰ）、（Ⅱ）で見えてきたように、これまでの外資直接投資企業に対する外貨管理の大原則と言うものは、外資直接投資企業自身による外貨収支のバランスを保持することである。政府は外資系企業の外貨収支や外貨専用口座に対してマクロ監督管理を行い、外資系企業は銀行による外貨決済を行うことができず、批准を受けた後いわゆる外貨調整センターで調整価格で決済を行うこととなっていた。前述した社会主義市場経済体制の確立及び一層の対外開放を促進するため、外貨管理体制を一層改革することが必要不可欠なこととなる。1993年12月28日に、「外国為替管理体制を一層改革するこ

とに関する公告」を公布し、1994年1月1日より実施し始めた。当該「公告」の具体的な実施方法として、1994年3月6日中国人民銀行が「外国為替の決済、売却、支払管理暫定規定」を公布した。今回の外貨管理体制の改革の主な特徴は、「銀行を通じた受取外貨の集中制」、「銀行を通じた外貨の売渡しと対外決済」、「人民元の為替レートを市場レートに一本化したこと」などである。そして、1997年1月の「外国為替管理条例」の改正をもって、関連法律、制度も一応の体系が整った。外資直接投資企業に関連する部分は以下のようにまとめられる。

第1には、経常収支項目の対外支払いに対する制限の撤廃。94年の改革時では、経常収支項目の大部分の取引については、外貨の購入と支払いに関する制限を撤廃したが、ごく一部の非貿易、非営利目的の外貨購入については審査許可を必要としていた。また、この時点では外資系企業が輸入のために外貨を購入する場合は、年度検査証書¹⁰⁾を提示する必要がある。96年7月、外資系企業も外国為替指定銀行¹¹⁾を通じた外貨購入や対外支払いの適用対象になった¹²⁾。これにより、外資系企業の経常収支項目における外貨との交換は、国内資本企業同様制限を受けなくなり、それまでであった経常収支項目の交換制限が撤廃されたと同時に、外資系企業を対象とする外貨調整センターの業務も停止され、すべての外貨調整センターはその歴史的任務を終え、閉鎖された¹³⁾。

1996年12月1日より、中国はIMFの協定第8条を受け入れ、人民元の経常収支項目における交換性を認め、いわゆるIMF8条国への移行が実現した。翌年1月、上記「外国為替管理条例」の改正を行い、経常収支項目の対外支払いと移転に対して制限を加えないことを追加した。これは外資系企業の利益の国外送金が制限を受けないことを意味し、対中投資の意欲を高め、投資環境の改善に繋げた。

第2には、受取外貨の銀行への売渡し義務。外資系企業は外貨建ての決済用口座を設け、預け入りすることができる。しかし、国家外貨管理局及び支局は、外資系企業の外貨建て決済用口座に対し、留保できる外貨の最高限度額を認定する。その限度額以内であれば、外貨を留保することも、また外国為替指定銀行又はインターバンク外国為替取引センターに売り渡すこともできる。限度額を超える部分については、外国為替指定銀行またはインターバンク外国為替取引センターに必ず売り渡さなければならない¹⁴⁾。

第3には、資本・金融収支項目に対する制限、個別許可。外資系企業の資本・金融項目に関わる外貨収入の主なものは、外貨による直接投資資金、国内外での外貨建て借入金、国外での外貨建て債券の発行などである。この管理については、次のいくつかの段階がある¹⁵⁾。

① 外貨登録管理については従前通り、設立の認可を受けた外資系企業が工商行政機関から営業許可書を受取り、管轄内の外貨管理局で外貨登録の申請を行った後、発行された外貨登録証と口座開設通知書にもとづき、専用預金口座を開設する。

② 開設された外貨専用預金口座についての管理は、外資系企業の資本・金融項目に関わる各種外貨収入、例えば、外貨建て資本金、対外借款、対外借款の転貸金¹⁶⁾、国内の内資系金融機関からの外貨建て借入、元利金弁済用の外貨などの資金は口座開設銀行にそれぞれの専用口座を設け、預け入りしなければならない。

③ 外資系企業の対外債務については、基本的には制限を設けない。ただ、外貨管理局に対して対外債務の登録が義務付けられている。なお、国内の機関の対外保証¹⁷⁾差入を条件とする外資系企業の対外借入は、外貨管理局の承認が必要とし、国の対外債務の計画管理に含まなければならない。外資系企業の対外債務の元本の

返済については、国内資本企業と同様に、外貨管理局の審査承認を受けた後、外国為替指定銀行あるいはインターバンク外国為替取引センターで取り扱うことができる。

④ 外資系企業の資本・金融収支項目に関わる外貨の支払いの主なもの、投資資金の回収と対外債務の元本の返済である。外資系企業の外貨資本金の国内送金、清算後の資金の国外送金、契約または定款に定められた期限までに資本金の払い込みが行われず、かつ資金の国外送金が必要な場合、外資系の投資会社の資本金の国内での移転¹⁸⁾ などの場合には、外貨管理局の審査承認書類を持参し、外国為替指定銀行あるいはインターバンク外国為替取引センターで外貨を購入し対外支払いを行う。

ここで特に注意すべきは、外資系企業の出資金の払込は資本取引であるが、出資に対する利益分配（配当）の対外支払は經常取引であることや、外国銀行からの外貨建て借入は資本取引であるが、借入利息の支払いは經常取引であることのように、中国の外貨管理は、「外貨の受取・支払」を「經常項目・資本金融項目」に分類し、また「外貨預金口座」も「經常口座・資本金融口座」に区分しているため、取引の分類・区分を明確にする必要がある。なお、上記の外資系企業に対する外貨管理の機能を果たすのが1997年から実施し始めた「合同年度検査」制度である。これはもともと工商行政管理局、外貨管理局、税務総局など7つの行政管理部門がバラバラに検査を行ってきたのを改め、合同検査の制度を制定したものである。

3.3 外資系企業の地位と基本的特徴

3.3.1 外資直接投資導入の概況と国民経済における外資系企業の地位

1991年までの外資直接投資の状況（本シリーズ稿（Ⅰ）、（Ⅱ）を参照されたい）と比べ、当該時期の対中外資直接投資は急速に伸びてきた

時期である。この急速なスピードでの外資直接投資の増大が、2001年 WTO 加盟までの時点での外資直接投資導入の概況と中国経済全体の中でどのような地位にあるかを概観してみよう。

表3-2は当該時期の外資投資状況（実行ベース）を示している。当該時期の10年間の累計額でみると、外資投資導入総額は4,889.6億ドルである。そのうち、直接投資形態における外資導入が最も多く3,791.8億ドル、対外借款の形態は945.9億ドル（2001年を含まない）、その他の形態による投資の形態は242億ドルとなっており、実行累計投資額のうち直接投資が77.5%という圧倒的シェアを占め、対外借款19.3%、その他の形態による投資4.9%となっている。93年の外資投入総額は389.6億ドルに達し、発展途上国の中で最大の外資導入国となった¹⁹⁾。直接投資額ではアメリカに次ぐ世界第2位の直接投資受け入れ国となった。

本シリーズ稿（Ⅰ）、（Ⅱ）と合わせてみると、1992年以降の実行外資直接投資額は対外借款額を上回り、対外借款形態による外資導入額と直接投資形態による外資導入額との関係は構造的転換が見られる。92年以後直接投資形態による外資導入が急速に進め、1996年は400億ドル台を超え、さらに、アジア通貨危機に端発する世界経済の動揺の中にあるにもかかわらず、1998年の外資直接投資額は当該時期のピークを迎え、454.6億ドルとなった。通貨危機に起因する厳しい内外環境の中で、外資直接投資は予想以上の成果を得たと言えよう。

表3-3は当該期間中10年間各年における外資直接投資の国内総生産（GDP）及び固定資産投資総額に占める地位を見たものである。表によると、92年には外資直接投資は国内総生産の2.3%の割合であったが、94年に期間中最高の6.2%まで上昇し、2001年にはちょうど4.0%にまで4%台の地位を保ってきた。固定資産投資総額に占める外資直接投資の割合は92年には

表3-2 外資投資状況（実行ベース）

単位：億ドル

年	合計		対外借款		直接投資		その他の形態による投資 金額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
1992	48,858	192.0	94	79.1	48,764	110.1	2.8
1993	83,595	389.6	158	111.9	83,437	275.1	2.6
1994	47,646	432.1	97	92.6	47,549	337.7	1.8
1995	37,184	481.3	173	103.3	37,011	375.2	2.9
1996	24,673	548.0	117	126.7	24,556	417.3	4.1
1997	21,138	644.1	137	120.2	21,001	452.6	71.3
1998	19,850	585.6	51	110.0	19,799	454.6	20.9
1999	17,022	526.6	104	102.1	16,918	403.2	21.3
2000	22,347	593.6	-	100.0	22,347	407.2	86.4
2001	26,140	496.7	-	-	26,140	468.8	27.9

注：① 1997年からは対外証券発行額は対外借款から外され、その他の形態による投資に入れられている。

② 2001年の合計数値には対外借款は含まれていない。

出所：《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対外経済貿易年鑑』、対外経済貿易年鑑出版社、各年関連データより作成。

表3-3 外資直接投資の国内総生産及び固定資産投資総額に占める地位

単位：億ドル

年	直接投資額 (A)	GDP (B)	固定資産総額 (C)	$A/B \times 100$	$A/C \times 100$
1992	110.1	4,830.6	1,465.2	2.3	7.5
1993	275.1	6,010.8	2,268.7	4.6	12.1
1994	337.7	5,425.5	1,977.4	6.2	17.1
1995	375.2	7,002.8	2,397.2	5.3	15.7
1996	417.3	8,165.2	2,763.3	5.1	15.1
1997	452.6	8,982.4	3,008.6	5.0	15.1
1998	544.6	9,463.3	3,431.2	4.8	13.2
1999	403.2	9,913.8	3,606.4	4.1	11.2
2000	407.2	10,804.6	3,976.5	3.8	10.2
2001	468.8	11,590.7	4,496.1	4.0	10.4

注：1997年から、不動産投資、農村集団投資、個人投資を除き、基本建設投資、更新改造投資及びその他固定資産投資統計は、それまでの5万元以上のものから50万元以上のものに変更された。本表の96年までは旧来統計方式による数値である。

出所：国家統計局編『中国統計年鑑・2002』、中国統計出版社、2002年、51頁、176頁、612頁。

7.5%であったが、同じく94年に期間中最高の17.1%まで上昇し、2001年には10.4%にまで10%台を保ってきた。

表3-4は外資直接投資の中国工業に占める地位を示すものである。2001年時点で、外資系企業の資産総額の中国全体の工業資産総額に占める割合は20.94%、外資系企業の工業総生産額が中国全体の工業総生産額に占める割合は28.52%である。また、その付加価値額の全体に占める割合は25.16%、販売額の全工業販売額に占める割合は27.76%、その利潤額の全工業利潤総額に占める割合は30.48%、その付加価値税の全工業付加価値税総額に占める割合は21.58%、外資系企業の所得税の全工業企業所得税総額に占める割合は17.86%となる。このことから、外資系企業はすでに中国工業において大きな地歩を占め、発展途上国としての中国国民経済における工業の地位と言う意味を考えれば、相当に重要な地歩を占めていることが分かる²⁰⁾。

表3-5は当該時期における外資直接投資の産業分布を示している。本シリーズ稿（Ⅱ）で見えてきたように、中国の産業政策や外資直接投資

表3-4 外資系工業企業主要経済指標（2001年）

単位：億元

主要経済項目	全業種	外資系企業	外資系企業の占める割合（%）
資産総額	135,402.49	28,354.46	20.94
総生産額	95,448.98	27,220.91	28.52
所得税	1,382.17	246.82	17.86
付加価値税	28,329.37	7,128.11	25.16
販売額	93,733.34	26,022.08	27.76
利潤総額	4,733.43	1,442.95	30.48
支払義務増値税	4,018.09	867.13	21.58

出所：国家統計局編『中国統計年鑑・2002』、中国統計出版社、2002年、432～435頁、452～455頁、《中国税務年鑑》編輯委員会編『中国税務年鑑・2002』、中国税務出版社、2002年、593頁、614頁より作成。

表3-5 外資直接投資の産業分布（契約金額ベース）

単位：億ドル

年	合計		第一次産業			第二次産業			第三次産業		
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	割合（%）	契約件数	契約金額	割合（%）	契約件数	契約金額	割合（%）
1992	48,764	581.24	1,017	6.79	1.2	39,728	345.05	59.4	8,019	229.40	39.5
1993	83,437	1,113.46	1,704	11.91	1.1	59,716	550.52	49.4	22,017	551.92	49.6
1994	47,549	826.80	1,062	9.72	1.2	34,759	462.92	56.0	11,728	354.15	42.8
1995	37,011	912.82	903	17.36	1.9	28,631	635.66	69.6	7,477	259.80	28.5
1996	24,556	732.76	812	11.39	1.6	18,667	524.86	71.6	5,077	196.50	26.8
1997	21,001	510.04	814	10.65	2.1	15,481	345.57	67.8	4,706	153.81	30.2
1998	19,799	521.02	876	12.04	2.3	14,105	353.98	67.9	4,649	154.44	29.6
1999	16,918	412.23	762	14.71	3.6	12,535	283.85	68.9	3,621	113.66	27.6
2000	22,347	623.80	821	14.83	2.4	16,490	468.18	75.1	5,036	140.78	22.6
2001	26,140	691.95	887	17.62	2.5	19,647	534.48	77.2	5,606	139.67	20.2

注：本表の産業分類は、中国の「国民経済業種分類」（GB/T4754-2002）に基づき作成したものである。第一次産業は農・林・牧・漁業。第二次産業は採掘業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、建築業。第三次産業は第一、二次産業以外のその他の業種。なお、統計資料原表の業種分類の中にある「その他」項目も第三次産業に入れてある。出所：《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対外経済貿易年鑑』、対外経済貿易年鑑出版社、各年関連データより作成。

表3-6 企業形態別外資利用状況（実行ベース）

単位：億ドル

年	主要3形態による 直接投資の合計		合 弁 企 業			独 資 企 業			合 作 企 業		
	契約件数	投資金額	契約件数	投資金額	割合 (%)	契約件数	投資金額	割合 (%)	契約件数	投資金額	割合 (%)
1992	48,757	107.57	34,354	61.15	56.8	8,692	25.20	23.4	5,711	21.22	19.7
1993	83,423	270.91	54,003	153.48	56.7	18,975	65.06	24.0	10,445	52.37	19.3
1994	47,531	330.89	27,890	179.33	54.2	13,007	80.36	24.3	6,634	71.20	21.5
1995	37,003	369.31	20,455	190.78	51.7	11,761	103.17	27.9	4,787	75.36	20.4
1996	24,539	414.70	12,628	207.55	50.0	9,062	126.06	30.4	2,849	81.09	19.6
1997	20,976	446.13	9,001	194.95	43.7	9,602	161.88	36.3	2,373	89.30	20.0
1998	19,783	445.37	8,107	183.48	41.2	9,673	164.70	37.0	2,003	97.19	21.8
1999	16,907	396.06	7,050	158.27	40.0	8,201	155.45	39.2	1,656	82.34	20.8
2000	22,331	402.03	8,378	143.43	35.7	12,196	192.64	47.9	1,757	65.96	16.4
2001	26,125	458.24	8,893	157.39	34.3	15,643	238.73	52.1	1,589	62.12	13.6

出所：《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対外経済貿易年鑑』，対外経済貿易年鑑出版社，各年関連データより作成。

導入政策により，全体として第二次産業と第三次産業に集中しており，当該期間内の第二次産業への直接投資の割合を契約ベースで見ると，93年の49.4%以外の年は全部半分を超え，2001年では77.2%まで上昇してきた。第二次産業のうち，製造業への直接投資は圧倒的シェアを占めており，2001年の状況で言えば，製造業への直接投資額は第二次産業への直接投資額の91.4%で，当年直接投資総額の70.6%にも達している。

表3-6は企業形態別でみた主要三投資形態による直接投資の状況を示しているものである。当該期間は外資導入の初歩的成長段階（1985～91年）に続いて，合弁企業形態による直接投資の比重が大きい時期であるが，次第に直接投資企業形態の構造的転換が現れた。実行投資額で言えば，合弁企業形態は半分以上を占めているのは96年までで，その後下降傾向にあり，2001年までには34.3%まで下がった。合作企業形態はほぼ2割前後の水準で推移しているが，2000

年からその割合が下降し始め，2001年には13.6%までに下がった。一方，独資企業形態は期間中ずっと上昇傾向にあり，2000年のその割合は合弁企業形態のその割合を超え，2001年はその割合が52.1%までに上昇し，中国の外資直接投資の主要企業形態となった。

3.3.2 製造業部門における外資系企業の地位と特徴

中国への直接投資は主として第二次産業，なかんずく製造業へ投資していることは上記で見てきたとおりである。この節では製造業部門への直接投資に焦点を当て，外資系企業の製造業部門における地位と特徴を分析してみる。分析にあたり，先行研究²¹⁾と関連させる形で，『中国工業経済統計年鑑』²²⁾の統計資料をもとに特化指数²³⁾を算定し，製造業部門における外資系企業の部門分布の構造的特徴をみってみる。

表3-7は製造業部門における外資系企業の部門分布の構造的特徴を示すものであるが，この表での統計対象工業企業（上位母集団）は，す

表3-7 外資系工業企業主要部門の特化指数

業 種	1995年外資系企業特化指数			2001年外資系企業特化指数		
	総生産額	付加価値額	売上高	総生産額	付加価値額	売上高
食 品 加 工	1.05	1.23	1.11	0.79	0.82	0.84
食 品 製 造	1.55	1.93	1.59	1.34	1.49	1.43
飲 料	1.20	1.27	1.37	1.00	1.01	1.04
タ バ コ	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02
紡 織	0.92	1.21	0.94	0.73	0.80	0.74
ア パ レ ル	2.57	2.99	2.66	1.53	1.67	1.60
皮革・毛皮・羽毛製品	2.75	3.06	2.83	1.82	1.92	1.86
木 材 加 工	1.45	1.47	1.43	0.96	0.97	1.01
家 具	1.53	1.66	1.60	1.52	1.65	1.59
製 紙 及 び 紙 製 品	0.87	0.95	0.89	1.05	1.12	1.13
印 刷	0.92	0.98	0.96	1.12	1.18	1.18
文化・教育・体育用品	2.57	2.42	2.65	2.00	2.22	2.06
石油加工・コークス	0.07	0.04	0.07	0.30	0.38	0.31
化 学	0.68	0.81	0.66	0.73	0.84	0.74
医 薬 品	1.00	1.53	0.96	0.74	0.86	0.75
化 学 繊 維	0.71	0.60	0.66	0.74	0.95	0.72
ゴ ム	1.28	1.39	1.31	1.16	1.33	1.24
プ ラ ス チ ッ ク	1.71	1.86	1.73	1.46	1.63	1.50
非 金 属 鉱 物	0.60	0.70	0.60	0.64	0.70	0.66
鉄 及 び 関 連 金 属	0.32	0.28	0.33	0.27	0.23	0.27
非 鉄 金 属	0.65	0.60	0.65	0.40	0.33	0.40
金 属 製 品	1.37	1.41	1.39	1.19	1.26	1.26
一 般 機 械	0.73	0.86	0.76	0.73	0.86	0.77
専 門 設 備	0.45	0.60	0.47	0.59	0.63	0.64
交 通 ・ 運 輸 設 備	1.26	1.40	1.32	1.03	1.18	1.08
電 気 機 械 及 び 機 材	1.25	1.38	1.26	1.11	1.19	1.15
電 子 及 び 通 信 設 備	3.08	3.51	3.18	2.46	2.48	2.52
科学機器・計器, 事務用機械	2.03	2.20	2.03	1.94	1.81	2.04
電 力	0.71	0.73	0.56	0.59	0.61	0.35

出所：国家統計局工業交通統計司編『中国工業経済統計年鑑・1995』，中国統計出版社，1995年，415～417頁，424～425頁。

すべての国有企業と売上高500万元以上の非国有企業である。なお、採掘業分門とガス・水道部門を合わせて工業生産総額の1%ぐらいしか占めないのので、統計から外してある。

これによると、95年の総生産高，付加価値額，

売上高三指標のいずれにおいても特化指数が2を上回り，外資系企業の最も特化率の高い部門は「電子及び通信設備」である。「アパレル」，「皮革・毛皮・羽毛製品」，「文化・教育・体育用品」，「科学機器・計器，事務用機械」の4部

門もいずれの指標も2を超えており、かなり高い特化の状況を示す。 $1 \leq SDI < 2$ の特化度の中で比較的高いのが「食品製造」, 「家具」, 「プラスチック」部門で、「飲料」, 「木材加工」, 「ゴム」, 「金属製品」, 「交通・運輸設備」, 「電気機械及び機材」等の部門は普通程度の分業を担っていることが分かる。

95年の状況と比べ、2001年は「文化・教育・体育用品」と「電子及び通信設備」部門の特化度は95年より下がってきているが、三指標のいずれにおいても2を上回り、依然としてかなり高い特化の状況を示している。「アパレル」, 「皮革・毛皮・羽毛製品」, 「科学機器・計器、事務用機械」の3部門は95年よりいずれも特化度が下がってきている状況が確認され、全体的には特化度が2を割り込んでいる。2001年において $1 \leq SDI < 2$ の特化度の範囲内の部門で、上記以外の部門で特化度比較的高いのは「食品製造」, 「家具」, 「プラスチック」部門であるが、いずれも95年より特化度が下がってきている。 $1 \leq SDI < 2$ の特化度の範囲で特化度の比較的低位にある部門「飲料」, 「ゴム」, 「金属製品」, 「交通・運輸設備」, 「電気機械及び機材」部門の特化度が下がっているものの、普通程度の特化の地位を維持しているが、「食品加工」と「木材加工」の2部門は2001年にはその地位を失っている。

95年に外資系企業の特化度が1未満、すなわち $SDI < 1$ の部門で2001年はその特化度の昇がみられる部門は「製紙及び紙製品」, 「印刷」, 「石油加工・コークス」, 「化学」, 「化学繊維」, 「専門設備」の6部門である。

特化指数は全体の業種別構造と外資系企業の業種別構造の乖離度を示すものである。次に売上高から見る各業種に占める外資系企業の地位を見てみよう。表3-8は各業種における外資系企業のマーケットシェアを見たものである。売上高における特化指数との関係でみれば、92年に比べ2001年に特化度が下がったにもかかわらず、

マーケットシェアの上昇した業種は、上記外資系企業の特化度がかなり高い「文化・教育・体育用品」, 「電子及び通信設備」, 「皮革・毛皮・羽毛製品」, 「科学機器・計器、事務用機械」の4業種である。「アパレル」に関しては、外資系企業の絶対額の上昇はあったものの、当該部門の国内資本企業の相対的地位が上昇し、外資系企業の地位が下がった分野に属する業種である。

$1 \leq SDI < 2$ の特化度の範囲にある業種で、92年に比べ2001年に特化度が下がったにもかかわらず、マーケットシェアが上昇した業種は、「食品加工」, 「食品製造」, 「飲料」, 「木材加工」, 「ゴム」, 「プラスチック」, 「金属製品」, 「交通・運輸設備」, 「電気機械及び機材」などである。

一方、特化度 $SDI < 1$ の範囲で、すなわち外資系企業は当該業種への進出は特化していない分野で、95年に比べ、2001年に特化度とマーケットシェアの同時上昇がみられる業種は、「製紙及び紙製品」, 「印刷」, 「石油加工・コークス」, 「化学」, 「化学繊維」, 「非鉄金属鉱物」, 「専門設備」である。95年に比べて特化度とマーケットシェアの同時下降した業種は「紡織」, 「非鉄金属」, 「電力」の3業種のみである。

マーケット参入度を見る場合の基準として、マーケットシェアが30%を超えるか否かが高いか否かをみる場合のほぼ目安されているようである²⁴⁾ので、この基準に合わせてみると、2001年に外資系企業のマーケットシェアが30%を超えるのは、「電子及び通信設備」(73.77%)、文化・教育・体育用品(60.32%)、「科学機器・計器、事務用機械」(59.64%)、「皮革・毛皮・羽毛製品」(54.42%)、「アパレル」(46.77%)、「家具」(46.58%)、「プラスチック」(43.99%)、「食品製造」(41.83%)、「金属製品」(36.85%)、「ゴム」(36.21%)、「印刷」(34.56%)、「電気機械及び機材」(33.79%)、「製紙及び紙製品」

表 3-8 外資系工業企業の市場占有率

単位：億元

業 種	1992年			2001年		
	全国売上高	外資系企業 売上高	外資系企業の マーケット シェア (%)	全国売上高	外資系企業 売上高	外資系企業の マーケット シェア (%)
全 国 総 額	52,936.21	10,116.31	19.11	86,780.04	25,390.69	29.26
食 品 加 工	2,863.96	605.83	21.15	3,823.51	940.49	24.60
食 品 製 造	929.44	283.29	30.48	1,519.02	635.48	41.83
飲 料	1,087.60	284.99	26.20	1,727.21	527.79	30.56
タ バ コ	994.48	5.56	0.56	1,756.97	12.19	0.69
紡 織	4,257.01	761.34	17.88	5,209.10	1,135.40	21.80
ア パ レ ル	1,346.42	684.13	50.81	2,415.97	1,129.98	46.77
皮革・毛皮・羽毛製品	891.95	482.86	54.14	1,427.91	777.08	54.42
木 材 加 工	365.28	99.60	27.27	676.72	200.28	29.60
家 具	201.03	61.66	30.67	409.62	190.82	46.58
製 紙 及 び 紙 製 品	963.55	163.88	17.01	1,685.40	555.87	32.98
印 刷	386.83	70.64	18.26	679.25	234.77	34.56
文化・教育・体育用品	350.67	177.83	50.71	644.25	388.63	60.32
石油加工・コークス	2,047.42	28.89	1.41	4,629.34	417.95	9.03
化 学	3,592.10	453.36	12.62	6,033.80	1,308.95	21.69
医 薬 品	902.67	165.00	18.28	1,924.39	422.55	21.96
化 学 織 維	782.98	99.08	12.65	957.29	201.20	21.02
ゴ ム	589.39	147.23	24.98	806.02	291.83	36.21
プ ラ ス チ ッ ク	1,046.67	345.88	33.05	2,040.59	897.57	43.99
非 金 属 鉱 物	2,774.39	316.37	11.40	3,671.10	709.39	19.32
鉄 及 び 関 連 金 属	3,763.76	234.62	6.23	5,600.65	444.67	7.94
非 鉄 金 属	1,287.19	161.07	12.51	2,260.62	267.05	11.81
金 属 製 品	1,515.62	403.75	26.64	2,635.49	971.16	36.85
一 般 機 械	2,202.10	319.39	14.50	3,222.11	727.56	22.58
専 門 設 備	1,643.34	147.13	8.95	2,158.28	407.25	18.87
交 通 ・ 運 輸 設 備	3,185.49	803.20	25.21	6,220.46	1,961.61	31.53
電 気 機 械 及 び 機 材	2,479.02	599.28	24.17	5,099.90	1,723.44	33.79
電 子 及 び 通 信 設 備	2,424.55	1,474.24	60.80	8,899.51	6,565.10	73.77
科学機器・計器、事務用機械	416.67	161.79	38.83	933.23	556.54	59.64
電 力	3,075.83	329.47	10.71	7,712.33	788.09	10.22

出所：表 3-6 と同じ。

(32.98%)、「交通・運輸設備」(31.53%)、「飲料」(30.56%)である。

2001年のマーケットシェアは30%以下で、95

年に比べて上昇してきている業種は、「食品加工」(3.45%上昇)、「紡織」(3.92%同)、「木材加工」(2.33%同)、「石油加工・コークス」

(7.62% 同), 「化学」(9.07% 同), 「医薬品」(9.34% 同), 「化学繊維」(8.37% 同), 「非金属鉱物」(7.92% 同), 「鉄及び関連金属」(1.71% 同), 「一般機械」(8.08% 同), 「専門設備」(9.92% 同) である。統計に挙げている29業種のうち, 95年に比べ, 2001年にマーケットシェアが上昇している業種は26業種で, 反対に下がっている業種は3業種のみである。

特化度, マーケットシェア及び両者の関連からみた上記の外資系企業の工業部門別の進出状況により, 次のような傾向的特徴をまとめることができよう。

① 従来特化度の極めて高かったか, 相対的に特化度の高かった部門である「電子及び通信設備」, 「アパレル」, 「皮革・毛皮・羽毛製品」, 「文化・教育・体育用品」, 「科学機器・計器, 事務用機械」等の部門が依然として高い特化度をもつ地位にあること。

② これまで特化度の極めて高かった部門, あるいは相対的に特化度の高かった部門の特化度が下降してきている。特に「電子及び通信設備」部門は他の業種と隔絶した極めてと出した特化の状況(三指標とも3を超えている)から変わった。

③ 特化度が1未満の部門である「化学」, 「専門設備」, 「非金属鉱物」, 「石油加工・コークス」などの重化学工業部門は, 程度の差はあるが, 特化度の上昇がみられる。「製紙及び紙製品」と「印刷」と言った軽工業部門の特化度が高まる動きがみられ, 2001年に特化度は1を超える水準となった。

④ 統計で上がっている29業種のうち, 全体の動向から見ると, 一部の動きを除けば特化度が平準化している傾向がみられ, 特化度の上昇, 下降のいずれの場合でも, マーケットシェアの上昇がみられる業種がほとんどである。

⑤ 「化学繊維」, 「製紙及び紙製品」, 「石油加工・コークス」, 「化学」, 「専門設備」等の業

種の特化度とマーケットシェアの上昇は, 外資導入政策の影響を大きく反映したものであると思われる。

3.3.3 製造業部門における外資系企業の貿易参入

外資直接投資導入政策と並行で推進される貿易の促進は外資系企業の参入により, その効果が顕著であった。この項目では, 外資系企業の貿易への参入状況を一瞥したい。

表3-9は当該期間における外資系企業の輸出入状況を示している。表で示しているように, 外資系企業の貿易への参入は飛躍的であり, 92年は輸出入総額に占める外資系企業の割合は14.33%に対して, 2001年には50.82%となり, 中国の輸出入貿易総額の半分を超える水準に達する。輸出では92年の20.43%から2001年の50.05%までに上昇し, 約2.5倍増であった。外資系企業の貿易への参入による貿易全体への促進作用は, 外資系企業の輸出入増加率の貿易全体の輸出入増加率に対する寄与度と寄与率からも読み取れる。

表3-10は外資系企業の輸出増加率が全体の輸出増加率に対する寄与度及び寄与率を示している。表をみると, 期間中において, 93, 96, 98年の3つの年の外資系企業の輸出の寄与率は100%を超えており, それぞれの年の輸出寄与度はその年の輸出増加率をはるかに超えている。例えば, 1993年, 全国の輸出の増加は8.01ポイントであるのに対して, 外資系企業の輸出寄与度は9.28ポイントで, その結果, 当年の外資系企業の輸出寄与率は115.83%となった。同様に, 1998年, 全国の輸出の増加はわずか0.56ポイントであるのに対して, 外資系企業の輸出寄与度は3.34ポイントで, その結果, 当年の外資系企業の輸出への寄与率は596.07%となった。

本稿冒頭で述べたように, 94年の為替改革, 96年のIMFの8条国移行等対外貿易政策に大きな調整が行われた結果, 外資系企業の輸出が大

表3-9 外資系企業の輸出入状況

単位：億ドル，%

年	輸 出 入		輸 出		輸 入	
	金 額	割 合	金 額	割 合	金 額	割 合
1992	237.27	14.33	173.56	20.43	63.71	7.91
1993	670.70	34.27	252.37	27.51	418.33	40.24
1994	876.47	37.04	347.13	28.69	529.34	45.79
1995	1,098.19	39.10	468.76	31.51	629.43	47.65
1996	1,371.10	47.30	615.06	40.72	756.04	54.46
1997	1,526.21	46.94	749.00	40.98	777.21	54.59
1998	1,576.79	48.66	809.62	44.05	767.17	54.71
1999	1,745.12	48.39	886.28	45.47	858.84	51.83
2000	2,367.14	49.91	1,194.41	47.93	1,172.73	52.10
2001	2,590.61	50.82	1,332.18	50.05	1,258.43	51.66

出所：《中国对外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国对外経済貿易年鑑』，对外経済貿易年鑑出版社，各年関連データより作成。

表3-10 輸出増加率に対する外資系企業の輸出寄与率と寄与度

単位：%

年	輸出増加率	外資系企業の輸出寄与率 ^{注1}	外資系企業の輸出寄与度 ^{注2}
1992	18.23	40.54	7.39
1993	8.01	115.83	9.28
1994	31.9	32.38	10.33
1995	22.95	43.79	10.05
1996	1.52	645.06	9.8
1997	21.02	42.19	8.87
1998	0.56	596.07	3.34
1999	6.05	68.93	4.17
2000	27.84	56.78	15.81
2001	6.8	81.27	5.53

注1：寄与度とは、他の内訳が変化しないものとした場合に、ある特定の内訳の増減が、全体をどれだけ増減させたかを表す。なお、各内訳の寄与度の合計は全体の伸び率と一致する。

注2：寄与率とは、ある特定の内訳の増減の全体の増減に対する構成割合、又は、各内訳の寄与度が全体の伸び率に占める割合を示す。なお、各内訳の寄与率の合計は100パーセントとなる。

出所：《中国对外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国对外経済貿易年鑑』，对外経済貿易年鑑出版社，各年関連データより作成。

幅に上昇し、96年輸出額対前年146.34億ドル増であった。これに対し、国内資本企業の当年の輸出額は対前年123.66億ドル減となっていた。97年のアジア通貨危機の影響を受け、98年の輸出総額は対前年わずか10.6億ドル増に対し、外資系企業の98年の輸出額は対前年60.62億ドル増で、国内資本企業は50.02億ドルの減を見せた。この数値を意味するところは、外資系企業の輸出が急速に増加してきていると同時に、国内資本企業の輸出が大幅に下降し、マイナス増加を見せ、結果として、外資系企業は当該年の全輸出増加分を確保したうえさらに国内資本企業によるマイナス部分をも埋めた格好を示している。

外資系企業の貿易への参入は急速に拡大してきていることは上記の通りである。2001年の状況で言えば、輸出、輸入ともに当年の輸出と輸入のそれぞれの総額の半分を超える状況である。このように急速に拡大する外資系企業の貿易への参入は、貿易形態別と外資系企業別でその参入状況を確認すると、まず、総輸出額に占める加工貿易の割合は55.4%（委託加工・組立貿易15.87%，輸入加工貿易39.53%）で、通常貿易

表3-11 貿易形態別企業性格別輸出構造 (2001年)

単位：千ドル・%

企業性格 区分 貿易形態	合 計	SOE	FIE				CE	その他
			小 計	CJV	EJV	FOE		
総 額	266,154,635	113,233,733	133,235,064	10,177,332	54,085,944	68,971,787	14,223,149	5,462,690
	100.00	42.54	50.06	3.82	20.32	25.91	5.34	2.05
通常貿易	111,916,362	73,597,459	24,082,012	2,149,789	14,024,730	7,907,493	9,622,092	4,614,799
	100.00	65.76	21.52	1.92	12.53	7.07	8.60	4.12
委託加工・ 組立貿易	42,232,693	25,961,076	14,344,481	1,681,396	4,900,295	7,762,791	1,826,899	100,237
	100.00	61.47	33.97	3.98	11.60	18.38	4.33	0.24
輸入加工 貿 易	105,221,210	9,941,227	92,252,363	6,265,777	33,902,688	52,083,898	2,601,298	426,321
	100.00	9.45	87.67	5.95	32.22	49.50	2.47	0.41
その他合計	6,784,371	3,733,970	2,556,208	80,370	1,258,231	1,217,606	172,860	321,334
	100.00	55.04	37.68	1.18	18.55	17.95	2.55	4.74

注：SOE = State-owned Enterprises (国有企業), FIE = Foreign-invested Enterprises (外資系企業), CJV = Sino-foreign Contractual Joint Venture (中外合作企業), EJV = Sino-Foreign Equity Joint Venture (中外合弁企業), FOE = Foreign-owned Enterprises (外資独資企業), CE = Collective Enterprises (集団企業)。

出所：General Administration of Customs of the People's Republic of China., China's Customs Statistics (Monthly), December 2001 (Series No.148), Economic Information & Agency, Hong Kong, p. 14より作成。

表3-12 企業性格別貿易形態別輸出構造 (2001年)

単位：千ドル・%

企業性格 区分 貿易形態	合 計	SOE	FIE				CE	その他
			小 計	CJV	EJV	FOE		
総 額	266,154,635	113,233,733	133,235,064	10,177,332	54,085,944	68,971,787	14,223,149	5,462,690
	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
通常貿易	111,916,362	73,597,459	24,082,012	2,149,789	14,024,730	7,907,493	9,622,092	4,614,799
	42.05	65.00	18.07	21.12	25.93	11.46	67.65	84.48
委託加工・ 組立貿易	42,232,693	25,961,076	14,344,481	1,681,396	4,900,295	7,762,791	1,826,899	100,237
	15.87	22.93	10.77	16.52	9.06	11.26	12.84	1.83
輸入加工 貿 易	105,221,210	9,941,227	92,252,363	6,265,777	33,902,688	52,083,898	2,601,298	426,321
	39.53	8.78	69.24	61.57	62.68	75.51	18.29	7.80
その他合計	6,057,140	3,198,391	2,494,558	24,916	1,252,550	1,217,090	131,616	232,576
	2.28	2.82	1.87	0.24	2.32	1.76	0.93	4.26

出所：表3-10と同じ。

の比率(42.05%)を上回って、中国の貿易の中で首位の位置にあること注目される。そして、輸出総額の半分以上を占める加工貿易形態による輸出額の中に、外資系企業はその72.29%を占め、国有企業は24.35%を占めている。さらに外資系企業の輸出総額に占める加工貿易形態(委託加工・組立貿易と輸入加工貿易を含む)による輸

出の割合は80.01%である。このような状況から、外資系企業は中国の貿易への参入は加工貿易形態によるものが主であることが分かる。

二大主要貿易形態のもう一つの一般貿易形態の場合については、一般貿易形態による輸出貿易総額に占める外資系企業の割合は21.52%であるに対し、国有企業は65.76%となっている。さ

表3-13 貿易形態別企業性格別輸入構造（2001年）

単位：千ドル・%

貿易形態	企業性格区分	合計	SOE	FIE			CE	その他	
				小計	CJV	EJV			FOE
総額		243,613,492	103,548,888	125,862,901	7,737,536	56,371,446	61,753,919	7,998,912	6,202,791
		100.00	42.51	51.66	3.18	23.14	25.35	3.28	2.55
通常貿易		113,470,471	74,271,615	30,322,621	1,327,613	22,873,943	6,121,064	5,017,732	3,858,503
		100.00	65.45	26.72	1.17	20.16	5.39	4.42	3.40
委託加工・ 組立貿易		28,862,871	16,868,142	10,760,640	1,280,501	3,590,637	5,889,502	1,158,421	75,667
		100.00	58.44	37.28	4.44	12.44	20.41	4.01	0.26
輸入加工 貿易		65,119,973	4,324,059	59,540,504	4,219,601	19,347,554	35,973,349	1,084,208	171,203
		100.00	6.64	91.43	6.48	29.71	55.24	1.66	0.26
その他合計		36,160,176	8,085,070	25,239,135	909,821	10,559,311	13,770,004	738,549	2,097,419
		100.00	22.36	69.80	2.52	29.20	38.08	2.04	5.80

出所：表3-11と同じ，15頁より作成。

表3-14 企業性格別貿易形態別輸入構造（2001年）

単位：千ドル・%

貿易形態	企業性格区分	合計	SOE	FIE			CE	その他	
				小計	CJV	EJV			FOE
総額		243,613,492	103,548,888	125,862,901	7,737,536	56,371,446	61,753,919	7,998,912	6,202,791
		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
通常貿易		113,470,471	74,271,615	30,322,621	1,327,613	22,873,943	6,121,064	5,017,732	3,858,503
		46.58	71.73	24.09	17.16	40.58	9.91	62.73	62.21
委託加工・ 組立貿易		28,862,871	16,868,142	10,760,640	1,280,501	3,590,637	5,889,502	1,158,421	75,667
		11.85	16.29	8.55	16.55	6.37	9.54	14.48	1.22
輸入加工 貿易		65,119,973	4,324,059	59,540,504	4,219,601	19,347,554	35,973,349	1,084,208	171,203
		26.73	4.18	47.31	54.53	34.32	58.25	13.55	2.76
その他合計		36,160,176	8,085,070	25,239,135	909,821	10,559,311	13,770,004	738,549	2,097,419
		14.84	7.81	20.05	11.76	18.73	22.30	9.23	33.81

出所：表3-12と同じ。

らに，国有企業の輸出貿易総額の中で，一般貿易形態による割合は65.0%で，加工貿易形態による割合は31.71%となっている。すなわち，貿易形態別と企業性格別で中国の輸出貿易の状況は，国有企業と外資系企業との間に貿易形態上の構造的特徴が明確に現れていることが読み取れる。

上記の分析により，中国の貿易形態上の輸出入構造と中心的担い手について，主に以下のよ

うな特徴と問題が見出される。

- ① 加工貿易形態を中心とする貿易形態が貿易の主軸となる展開が明らかになっていること。

中国では，いわゆる通常貿易と区別されて行われてきたこの種の機動的変則貿易—加工貿易形態は，当該時期の中国の貿易の中心的な貿易形態となっている。発展途上国である中国にとって，この種の貿易形態による経済発展への

寄与度が高いということは、中国よりも経済的に発展した国あるいは地域の経済諸力と現段階における中国の経済的条件とを結合する形で展開されているといえよう。

- ② 加工貿易のうち輸入加工貿易形態による貿易の比重が大きな地位を占めていること。

前述したように、加工貿易形態は、委託加工・組立貿易形態と輸入加工貿易形態の二つの貿易形態のものに分かれるが、対外開放の当初の段階では、中国の国内資本企業が固有の設備投資を必要とせず、マーケティング努力も必要がなく、流動資金も必要としないで、専ら外国側資本主体活動の一環として、その主導の下で行われてきた委託加工・組立貿易形態の貿易が急速に伸びたが、80年代の最後の段階で輸入加工貿易と地位が交代した。2001年では、輸入加工貿易による輸出額の総輸出額に占める割合は39.53%を占め、輸入を含めた輸出入額が国全体の総輸出入額に占める割合は33.42%までに高まってきている。

- ③ 加工貿易の中心的担い手は外資系企業で、通常貿易の中心的担い手は中国国内資本企業であるという鮮明な特徴が現れていること。

通常貿易と加工貿易の二形態における国内資本企業の地位と外資系企業の地位について、加工貿易に関する状況はすでに上述した通りである。通常貿易に関しては、表3-11で示しているように、通常貿易による輸出総額のうち、国有企業が占める割合は65.76%で、外資系企業が占める割合は21.52%である。通常貿易による輸入総額のうち、国有企業が占める割合は65.45%で、外資系企業が占める割合は26.72%であり、いずれにおいても国内資本企業が通常貿易の主要な担い手になっている。

- ④ 加工貿易については、外資系企業が輸入加工貿易を中心としているのに対して、

国有企業は委託加工・組立貿易のほうに比重をおいている段階にあること。

上でみたように、輸入加工貿易における外資系企業の占める地位は極めて高いが、委託加工・組立貿易における外資系企業の地位はそれほど高くない。国有企業の場合は外資系企業と逆の構造的関係にある。すでに②でみたように、委託加工・組立貿易形態に従事する企業は専ら外国側資本主体活動の一環となっており、その主導の下で加工生産を行っている。一方、輸入加工貿易では、外国からより優れた原材料、部品を輸入し、中国国内で調達された一部原材料、部品をこれに組み込み、多くの資金を基礎として、よりすぐれた資本設備、より合理的な経営管理、品質保証とブランド確立、マーケティングによって、国際競争力の高い製品を生産し輸出することが目指される。中国側もこの利点を利用して輸出振興を図るため、前述した優遇政策を実施しているわけである。しかし、注目すべきは、輸入加工貿易の中で最も多くを担当しているのは外資独資企業で、合弁企業の担当分と合わせると輸出で81.72%、輸入で84.95%を占める点である。

2001年の輸出のいずれにおいても中国の貿易額は世界輸出入の第6位にあり、貿易大国と言われている。しかし、上述のような状況からすれば、そのことは必ずしも貿易強国であることを意味しているわけではない。工業製品が中国の主要出品になっているとはいえ、その多くは第一次産品の加工品であり、ハイテク製品の輸出総額に占める比率は17.5%にすぎない。加工貿易を中心とする輸出品のほとんどは労働集約型加工で、付加価値率は極めて低い。中国のDVDプレーヤー業界の生産量は世界的にもトップレベルにあるが、国内資本企業が日米欧企業に支払う特許料は一台につき20ドル(約2,400円)近い²⁵⁾、特許料を支払うとほとんど利益が出ないという²⁶⁾状況である。

本シリーズ稿は中国の外資直接投資について議論を展開している。貿易の発展状況そのものについては深入りして議論しないが、外資系企業の貿易参入という視点から言えば、上述のような状況からすれば、中国の貿易の推進主体の中心は外資系企業であることを言わざるを得ない。国有企業と外資系企業の間、商品企画、生産、流通を含む全体の格差は大きい。このことの中身は静態的次元において存在すると同時に、動態的次元においても作用するから、効果は累積的となる可能性があり、看過するあたわざる内容を含む²⁷⁾。WTO加盟に向け、新たな世界政治経済環境を直面する中、外資系企業の中国経済における地位と役割を踏まえて、新しい段階での外資直接投資導入の実態を本シリーズ稿の最終回でまとめることにしたい。

注

- 1) 片岡幸雄『中国の対外経済論と戦略政策』、第四章、溪水社、2006年。
- 2) 鄧小平「武昌、深圳、珠海、上海等地的談話要点」、中共中央文獻編輯委員會編『鄧小平文選』（第3巻）、人民出版社出版、1993年、373頁。
- 3) 《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員會編『中国対外経済貿易年鑑・1994/95』、対外経済貿易年鑑出版社、1994年、1頁。
- 4) 同上『年鑑』編輯委員會編、同上『年鑑・1994/95』、同上出版、1994年、2～8頁。
- 5) 《中国税務年鑑》編輯委員會編『中国税務年鑑・1995』、中国税務出版社、1995年、106、107頁。
- 6) 伍舫著『税収優遇指南』、(第3版)、中国税務出版社、2006年、39頁。
- 7) 日本国際貿易促進協会『国際貿易』紙1995年7月4日号掲載翻訳による。
- 8) 片岡幸雄『中国の対外経済論と戦略政策』、溪水社、2006年、182～183頁。
- 9) 《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員會編『中国対外経済貿易年鑑』、対外経済貿易年鑑出版社、2001、2002年版の関連資料より整理。
- 10) 外資系企業に対する政府管理部門の検査を受けたことを証明する文書。
- 11) 1994年の外貨管理体制の改革の主要な内容の一つとして、これまでの外貨留保制度の廃止と外国為替指定銀行制度の実施である。政府への外貨強制上納制度を廃止するとともに、企業は稼いだ外貨を全額外国為替指定銀行に売り渡さなければならない。外国為替指定銀行は、実需原則もとづき、

企業に必要な外貨を供給する。94年新体制実施段階では中国銀行など13行が外国為替指定銀行に指定された。

- 12) この段階においては、輸入に関して、輸入許可、輸入割当、輸入登録などが必要な品目が多数あり、輸入品目がこれらに該当する場合は必要な手続きを経る必要がある。
- 13) 1994年の外貨管理体制の改革の主要な内容の一つとして、上海で全国統一したインターバンク外国為替取引市場（中国外匯交易中心）を設立したことである。インターバンク外国為替取引市場の設立当初は、外資系企業はまだ外国為替指定銀行の適用対象にはなっていなかった。従前通り自力で外貨バランスを取るためには、外資系企業同士間での外貨の融通が依然として必要とされた。そのため、一部の外貨調整センターは外国投資企業の外貨調整の場として残された。96年の外資系企業の外国為替指定銀行適用対象へ移行した後、残された外貨調整センターは全国統一インターバンク外国為替取引市場傘下のリージョナル市場として再編成、統合されるようになった。
- 14) 桑田良望著『外資系企業に対する中国の外貨管理・2004年版』、みずほ総合研究所、2004年、序章2頁。
- 15) 戴相龍編著、桑田良望訳『中国金融読本』、中央経済社、1999年、255～257頁。
- 16) 対外借款の転貸金とは、金融機関が国外から借り入れた資金を、国内の外資系企業に貸し出すことをいう。
- 17) 対外保証とは、対外借入を行う場合、国内機関が、国外の機関あるいは国内の外資系金融機関に対し、債務者が債務の弁済ができないときに、弁済義務を代わって履行する制度のことをいう。
- 18) 中国国内に設立された外資系企業による持株会社（統括会社）が、中国国内で出資することをいう。
- 19) The World Bank, 『The World Bank Annual Report 1994』, 1994, p. 89.
- 20) 片岡幸雄『中国の対外経済論と戦略政策』、溪水社、2006年、190頁。
- 21) 王岳平「我国三資企業工業結構特徴」、『国際貿易問題』1998年第5期、片岡幸雄『中国の対外経済論と戦略政策』、第六章、溪水社、2006年。
- 22) 『中国工業経済統計年鑑』の外資系企業の製造業業種別統計を公表したのは1996年版で、統計数値は1995年の状況であるため、表3-7は1995年と2001年を対比したものとなっている。
- 23) 特化指数とは、ある特定項目の構成比を上位母集団（全国値など）の構成比で割った指数のことである。この指数が1よりも大きければ、当該部門のウェイトが全体に比べ大きいことを意味する。例えば生産特化指数 $SDI = \frac{GIP_{ij} / GIP_j}{GIP_i / GIP}$ の場合、 j は外資系企業、 i は業種、 GIP_{ij} は外資系企業 i 業種の生産額、 GIP_j は外資系企業製造業総生産額、

GIP_i は i 業種工業部門の生産額, GIP は製造業全体の総生産額を表す。 $SDI > 1$ の場合は, 外資系企業の当該業種が製造業に占める比重が全国平均水準よりも大きいことを表し, 外資系企業の当該業種が同一業種の中で少なくとも特化の特徴をもつことを示す。 $SDI \geq 2$ の場合は分業担当している部分が極めて著しいことを示し, $1 \leq SDI < 2$ の場合は普通程度に分業を担っていることを示す。付加価値額特化指数, 売上高特化指数についても同様の方法で算定する。

- 24) 王岳平「我国外商直接投資的兩種市場導向型分析」, 『国際貿易問題』1999年第2期, 4~6頁, 片岡幸雄訳「中国における外資系企業の市場指向」, JETRO『中国経済』1999年11月号, 107~109頁。
- 25) 『日本経済新聞』2006年3月10日付。
- 26) 安室憲一著『中国企業の競争力』, 日本経済新聞社, 2003年, 218~219頁。
- 27) 片岡幸雄『中国の対外経済論と戦略政策』, 溪水社, 2006年, 288頁。